

## 畜舎建築利用計画認定後の手続き等について

法令に基づき必要な手続き等は以下のとおりです。

### 1. 認定畜舎の利用基準(法第2条関係)

認定畜舎等は安全上、防火上及び衛生上支障がないように利用基準が定められています。

#### 1) 認定畜舎表示様式(省令第64条)

様式第一号又は様式第一号の二を作成し、認定畜舎等に表示してください。

### 2. 畜舎建築利用計画の変更認定申請(法第4条関係)

畜舎建築利用計画の認定後にその計画を変更する場合は、知事の認定を受ける必要があります。ただし、軽微な変更の場合は知事への届け出のみとなります。

#### 1) 変更の場合(省令第72条)

様式第五号に関係資料を正副添付し、手数料と合わせて申請してください。

#### 2) 軽微な変更の場合(省令第73条)

様式第八号に関係資料を添付し、提出してください。

(軽微な変更とは)

- ・申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・申請者が畜舎等で行う畜産業の内容
- ・申請に係る畜舎等の工事管理者及び工事施工者
- ・畜舎等の種類、工事施行地又は所在地並びに規模及び間取り
  - イ 畜舎等の高さが減少する場合における畜舎等の高さの変更
  - ロ 床面積の合計が減少する場合における床面積の変更
  - ハ 間取りの変更

などが該当します。詳細は省令第73条をご確認ください。

### 3. 工事完了の届出(法第6条関係)

認定畜舎等の工事が完了したときは、その旨を知事に届け出る必要があります。また、特例畜舎等以外の畜舎等(3,000㎡を超える)を工事完了の届出前に使用する場合は、知事の認定を受ける必要があります。

#### 1) 工事完了届(省令第75条)

様式第九号を工事が完了した日から4日以内に提出してください。代理人によって届け出る場合は委任状又はその写しも提出してください。

なお、特例畜舎等以外の畜舎等(3,000㎡を超える)の場合は、屋根の小屋組の工事の終了時、構造耐力上主要な軸組又は耐力壁の工事の終了時、基礎の配筋(鉄筋コンクリ

一ト造の基礎の場合に限る。)の工事の終了時の写真を添付してください。

## 2) 仮使用の認定の申請(省令第76条)

様式第十号と関係資料を正副作成し、手数料と合わせて申請してください。

## 4. 地位の承継等(法第9条関係)

認定畜舎等を相続した場合は、相続の日から30日以内に、その旨を知事に届け出る必要があります。

### 1) 相続の届出書(省令第88条)

様式第十二号と被相続人との続柄を証する書類、住民票の写しを添付して提出してください。

## 5. 地位の承継等(法第10条関係)

認定計画実施者が認定畜舎等の譲渡を行う場合、認定計画実施者である法人が合併又は分割する場合は知事の認可を受ける必要があります。

### 1) 認定畜舎等の譲渡及び譲受け認可申請(省令第89条)

様式第十三号と畜舎建築利用計画認定書の写し、譲渡及び譲受けに関する契約書の写しを添付し、手数料と合わせて申請してください。また、譲受人が個人である場合は、譲受人に係る住民票の写しを、譲受人が法人である場合は、定款及び登記事項証明書に役員の住民票の写しを添付してください。

### 2) 合併認可申請(省令第89条)

様式第十四号と畜舎建築利用計画認定書の写し、合併の方法及び条件が記載された書類、合併後存続する法人又は合併により設立される法人に係る定款及び登記事項証明書、役員の住民票の写し、合併契約書の写し及び合併比率説明書、合併に関する株主総会若しくは社員総会の決議録若しくは無限責任社員若しくは総社員の同意書又は合併に関する意思の決定を証する書類を添付し、手数料と合わせて申請してください。

### 3) 分割認可申請(省令第89条)

様式第十五号と畜舎建築利用計画認定書の写し、分割の方法及び条件が記載された書類、分割により認定畜舎等を承継する法人に係る定款及び登記事項証明書、役員の住民票の写し、分割契約書(新設分割の場合にあつては、分割計画書)の写し及び分割比率説明書、分割に関する株主総会若しくは社員総会の決議録若しくは無限責任社員若しくは総社員の同意書又は分割に関する意思の決定を証する書類を添付し、手数料と合わせて申請してください。

## 6. 解散の届出等(法第11条関係)

認定計画実施者である法人が合併以外の事由により解散したときは、その清算人又は破産管財人は、その解散の日から30日以内に、その旨を知事に届け出る必要があります。

**1) 解散届出(省令第90条)**

様式第十六号を提出してください。

**7. 利用状況の報告等(法第13条関係)**

認定計画実施者は認定畜舎等の利用の状況について、定期的に知事に報告する必要があります。また、認定畜舎等の全部が除却その他の事由により滅失したときは、その滅失の日から30日以内に、その旨を知事に届け出る必要があります。

**1) 利用状況定期報告(省令第91条)**

様式第十七号を認定を受けた日の属する年度から起算して5年ごとの年の9月30日までに提出してください。

なお、畜産業用倉庫の用途に供する畜舎等にあつては保管している物資の種類を、畜産業用車庫の用途に供する畜舎等にあつては車両及び物資の種類を明らかにする写真を添付してください。

**2) 滅失届出書(省令第92条)**

様式第十八号を提出してください。

**8. 工事現場における認定の表示等(法第17条関係)**

認定畜舎等の工事を行う際は、工事現場の見やすい場所に畜舎特例法による認定を受けている旨を表示する必要があります。

**1) 工事現場表示様式(省令第93条)**

様式第十九号を工事現場に掲示してください。

関係法令等

- 畜舎等の建築及び利用の特例に関する法律(令和3年法律第34号)

e-GOV HP

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=503AC0000000034>

- 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則(令和3年農林水産省・国土交通省令第6号)

e-GOV HP

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=503M60000A00006>

※申請の様式は下記HPからダウンロード出来ます。

農林水産省HP「2. 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律 3. 様式」

[https://www.maff.go.jp/j/chikusan/kikaku/lin/l\\_tiku\\_manage/chikusya.html](https://www.maff.go.jp/j/chikusan/kikaku/lin/l_tiku_manage/chikusya.html)